

グループホームに関する課題と対応の方向

【課題】

1. サービスの質と責任関係が不明確

- 重度の判定基準が不明確
- 障害程度に応じた人員配置が義務付けられていない(世話人の配置のみ)
- 外部からのホームヘルプ利用に係る責任関係があいまい

2. 多数の長期間入所・入院者が存在

- グループホームと他サービスがばらばらに提供されている
- グループホームの整備量が不十分

3. 住居を単位とする小規模な事業運営

- 4人といった小規模単位で運営

【対応の方向】

- 障害程度区分により、ケアホーム対象者を明確化
- 障害程度区分に応じた人員配置を義務付け
 - * 著しく重度の障害者に配慮
 - * 夜間支援体制を評価
- ケアホーム事業者の責任による介護の提供
 - * 重度障害により日中活動を利用できない期間を評価

- 居住の場であるグループホーム、ケアホームと日中活動を組み合わせ、生活全体を支援
 - * サービス管理責任者の配置
- グループホーム、ケアホームの量的整備を推進
 - * 障害福祉計画に基づく整備
 - * 「地域移行型ホーム」の検討
- グループホームからの自立を視野に入れた支援
 - * 自立生活への移行支援を評価

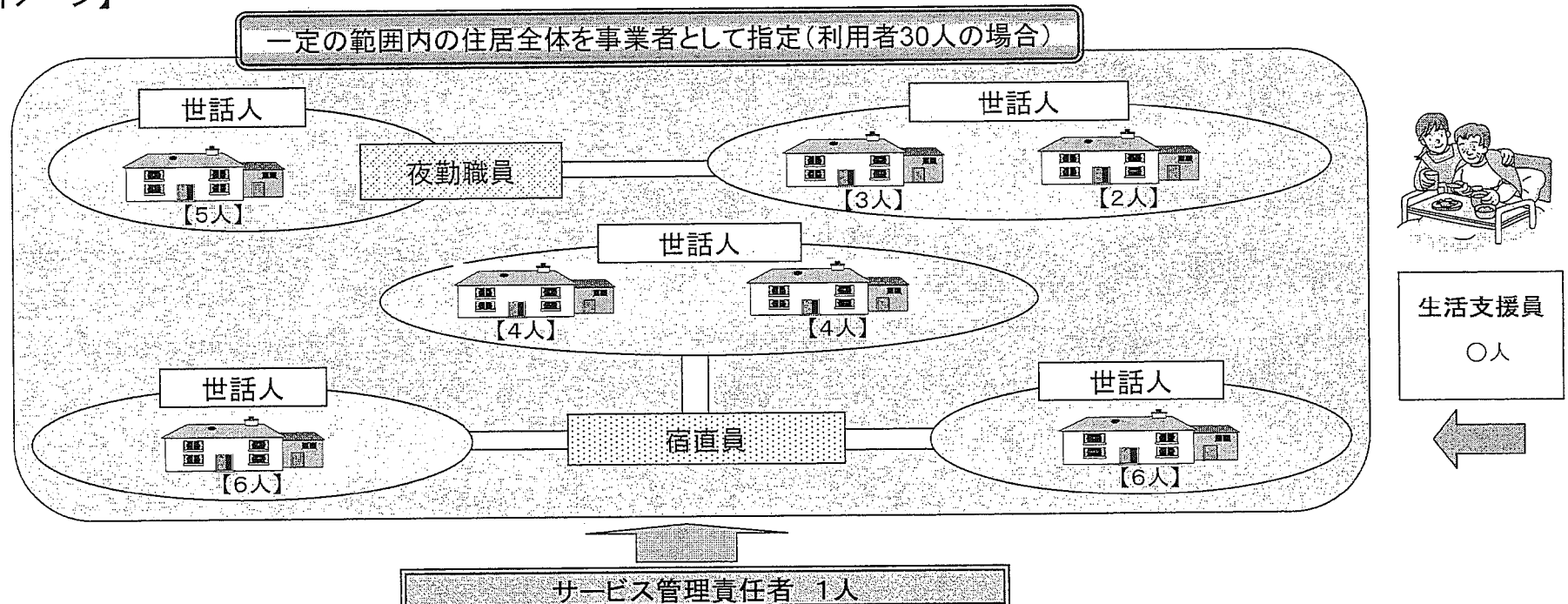
- 夜間等の支援体制を確保できる標準的な事業規模へ移行
 - * 小規模事業への経過措置
 - * 大規模住居の減算

グループホーム・ケアホームの事業運営

【ポイント】

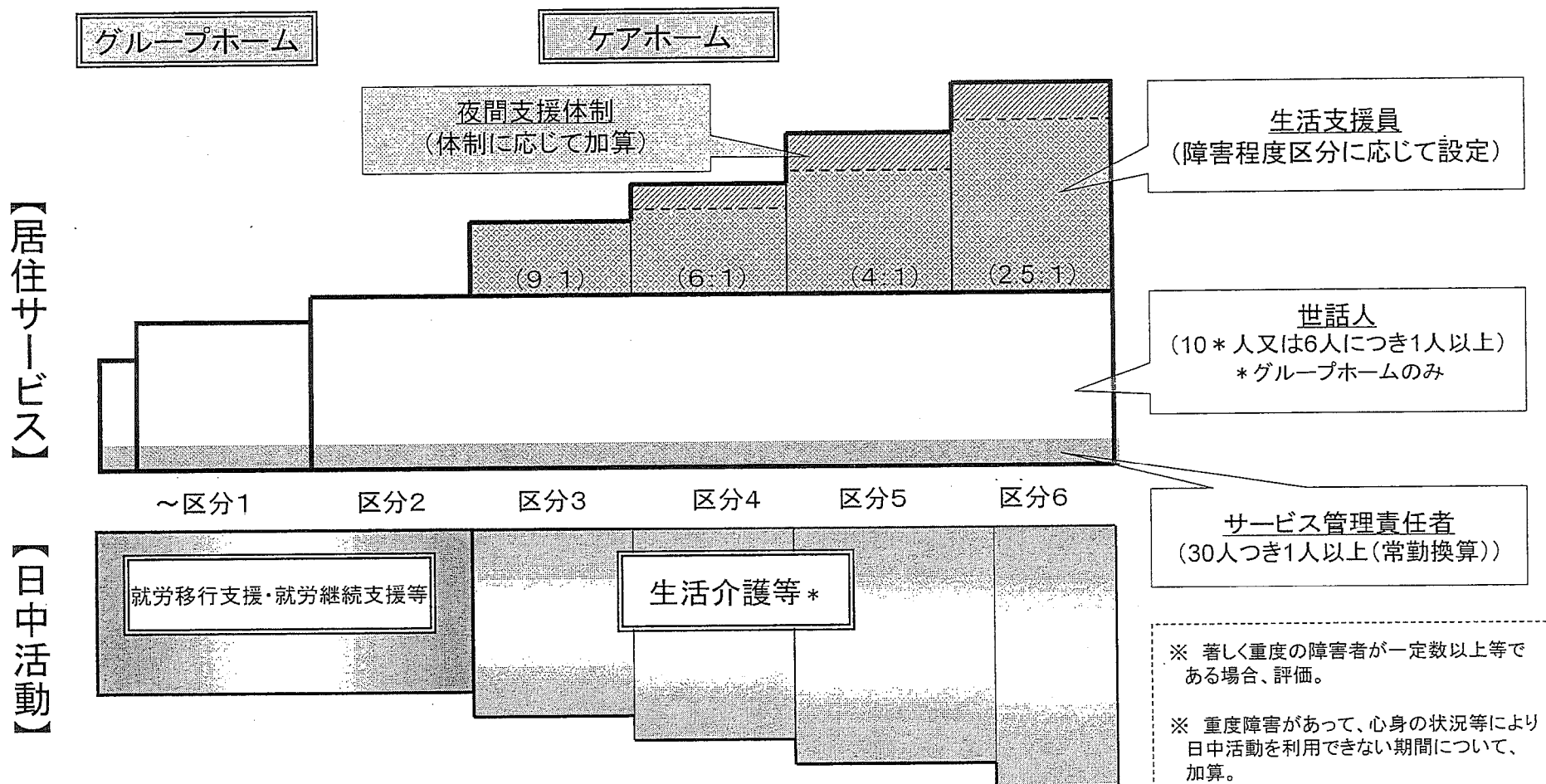
- ① 個々の住居ではなく、一定の範囲に所在する住居全体を事業者として指定。
- ② 世話人は、全体の利用者数に対し、配置。これまで、利用者数にかかわらず1人配置とされている仕組みを改め、10人又は6人につき1人以上の水準を確保。
- ③ サービス管理責任者は、全体の利用者数に対し、30人つき1人以上の水準で配置。
- ④ 生活支援員は、全体の利用者数に対し、利用者ごとの障害程度区分に応じて配置。
- ⑤ 夜間の適切な支援体制を確保(一定の条件に該当する場合には報酬上別に評価)。
- ⑥ 1住居の最低利用人員は2人以上。

【イメージ】



人員配置と評価の仕組み

- グループホーム、ケアホームは、日中活動と組み合わせて利用することが基本。
- 世話人は、事業者及び近接した住居の利用者総数に対して配置し、報酬上評価。
- 生活支援員は、グループホーム居住者のホームヘルプサービス利用実績等を踏まえ、個々の利用者の障害程度に応じて配置し、報酬上評価。
- 事業者に対し、夜間における緊急時等の対応を義務付け、さらに夜間支援体制に応じて報酬上評価。



* 生活介護は、利用者の平均障害程度、人員配置等に応じ、事業者ごとに単価決定。

グループホーム・ケアホーム単価等(案)

【単価】

区分	対象者	日額単価	月額(※)
共同生活援助(Ⅰ)	区分1以下	171単位	51,984円
共同生活援助(Ⅱ)		116単位	35,264円
共同生活介護(Ⅰ)	区分6	541単位	164,464円
共同生活介護(Ⅱ)	区分5	450単位	136,800円
共同生活介護(Ⅲ)	区分4	352単位	107,008円
共同生活介護(Ⅳ)	区分3	273単位	82,992円
共同生活介護(Ⅴ)	区分2	210単位	63,840円

【加算・減算等】

	グループホーム	ケアホーム	加算単価/日	月額(※)	
加算	夜間支援加算	○	・区分5, 6 97単位/日 ・区分4 52単位/日	・区分5, 6 29,488円/月 ・区分4 15,808円/月	
	重度障害者支援加算	○	26単位/日	7,904円/月	
	日中介護等支援加算	○	539単位/日		
	自立生活支援加算	○	○	14単位/日	4,256円/月
経過措置	小規模事業加算	○	○	37単位/日	11,248円/月
	小規模事業夜間支援体制加算	○	○	・4人定員: 116単位 ・5人定員: 89単位 ・6人定員: 66単位 ・7人単位: 50単位 ・8人単位: 37単位 ・9人単位: 28単位 ・10人単位: 20単位	・4人定員: 35,264円 ・5人定員: 27,056円 ・6人定員: 20,064円 ・7人単位: 15,200円 ・8人単位: 11,248円 ・9人単位: 8,512円 ・10人単位: 6,080円
減算	大規模住居減算	○	○	・グループホーム 10%減算 ・ケアホーム 5%減算	・グループホーム 10%減算 ・ケアホーム 5%減算

※1 1単位の単価を10円(丙地)とし、稼働日数を30.4日とした場合

※2 区分4~6には、夜間支援加算を含む(区分4:52単位/日、区分5~6:97単位/日)